

論文の内容の要旨

論文題目 都市コミュニティにおける法使用
氏名 長谷川 貴陽史

本稿は、現代日本の都市コミュニティにおける住民の法使用について、とくに建築協定制度(建築基準法 69 条以下)と地区計画制度(都市計画法 12 条の 4 他)を具体的な素材として、法社会学的な分析を加えたものである。「法使用」とは「社会を構成する個人や組織が、自己の抱えている法律問題に対処するために、問題の法的処理のために用意されている制度的な仕組みを利用すること」を指しており、「法の形成」と「法の援用」との二つのパターンを区別できる。具体的には、「法の形成」として建築協定の締結・更新過程および地区計画の策定過程を扱い、「法の援用」として建築協定違反の是正過程および地区計画に関わる訴訟の過程を分析した。

「序論」では、現代日本における都市法制・建築法制の基本的な問題点を指摘した上で、建築協定制度、地区計画制度がそれらの問題点に一定程度対応しうることをのべた。

次に、法社会学の観点から、法使用研究やコミュニティ研究の先行業績を整理・紹介した上で、都市コミュニティという場の社会的特性と、そこでの法使用・権利主張の社会的意味を論じた。すなわち、都市コミュニティとは互酬的な社会関係が展開される場であるが、近代社会における主観的権利とは、互酬的なものではなく相補的なものである。そのために、都市コミュニティにおける法使用は一定の緊張関係をはらむと同時に、都市コミュニティにおける社会関係も法制度を迂回して構築されることになる。つまり、法システムと社会関係との「交錯」を分析する視角が重要になる。分析のポイントは、法使用の主体的条件である「役割・法意識」と「専門的知識」、また法使用の客観的条件である「法使用行為者周囲の組織・集団」、「社会規範」、の四点に置かれる。

本稿の目的は、第一に、これらの諸条件がどのように法使用行為を規定しているのかを分析し、現代日本の都市コミュニティにおける市民像を明らかにすること、第二に、実態分析を踏まえた法政策的提言を行うことである。なお、「序論」の最後では、戦後日本の都市化と郊外化の動向に触れるとともに、本稿の具体的な分析対象である、神奈川県横浜市と東京都国立市の郊外住宅地としての特性を検討した。

「序論」以降は、第一部「建築協定」と第二部「地区計画」に二分される。第一部第一章では、建築協定制度の概要、機能、判例、沿革、運用状況等を整理・紹介した。建築協定とは、土地所有者等が建築基準法の一般規制以上の建築制限を自主的に定めた協定を、全員合意で締結する制度である。違反是正には、協定加入者が民事訴訟を提起する。

運用状況については、横浜市内の運営委員会委員長に対して行った質問票調査を分析した。分析から明らかになったのは、運営委員会の実態、および自治会町内会・行政庁の役割である。すなわち、自治会町内会は人的・金銭的に運営委員会を支援し、また様々な形で結びついている。これに対して、行政庁は運営委員に専門的知識を提供する一方で、行政指導を強く期待されていた。なお、専門的知識については、運営委員自身も自発的に学習を行なってもいた。

第二章では、協定加入区画における紛争ケースを分析した。そこでは、軽微な違反の有無の問い合わせに対しては、運営委員長がコミュニティにおける自らの役割を使い分けながら、法的な違反の有無を判断しつつ、コミュニティの社会関係の安定化を図っていた。また、紛争が具体的な法的紛争にまで至ると、金銭的資源や法的知識・情報が重要性をもつようになり、自治会町内会の役割が一定程度大きくなることが明らかになった。

第三章では、穴抜け区画・隣接地における紛争ケースを分析した。穴抜け区画や隣接地は、建築協定に加入しなかった区画であり、協定の法的拘束力が及ばない。しかし、運営委員会は、穴抜け区画における建築行為をも協定に適合させるため、建築主と取引・交渉し、あるいはコミュニティとしてサンクションを行使していた。行政庁も、行政指導によって取引・交渉の場を設定する機能を果たしていた。ここでも、運営委員会と自治会町内会との結びつきがみられるとともに、さらに町内会の指針や、分譲時の申し合わせといった社会規範が紛争処理において援用されていた。

第四章では、建築協定の締結・更新過程の事例を分析した。ここでは、穴抜け区画が生まれる事情がさまざまであること、また、小規模な協定地区では個人的な努力で合意形成が可能であるが、コミュニティの規模が拡大するに従って、近隣のネットワークや自治会町内会の援助がなければ協定締結や更新が困難になることを指摘した。

続く第二部は、地区計画の分析にあてられる。第五章では、地区計画制度の概要と法制度としての機能等を建築協定と比較しながら紹介し、判例、制度の沿革、運用状況について整理した。地区計画は、一般的な用途規制以上の規制を定められる点で建築協定と類似しているが、市町村の都市計画である。地区(整備)計画が決定されると、工事着手の30日前までに届出が必要となり、地区計画に適合しない建築物については、市町村長が勧告・あっせんをなす。さらに、建築条例化しておけば、建築確認や是正命令の対象にできる(建築基準法68条の2)。

第六章では、横浜市と国立市における地区計画の策定過程を扱った。横浜市の事例は建築協定からの移行事例であり、建築協定の締結と同様に自治会が中心となって数年をかけて地区計

画決定に至っていた。そこではまた、法的には表出されない人々の規範意識が、「まちづくり憲章」や「まちづくり指針」といった自主規制に結実し、法的規制を補完していた。

これに対して、国立市の事例では、高層マンション建築紛争を契機として地区計画が策定されたが、自治会町内会の関与はなく、むしろ近隣住民であった学校法人とその関係者である専門家が中心となって地区計画を策定し、訴訟を迫る、かなりイレギュラーなケースであった。裁判の局面では、裁判所が地域コミュニティの規範意識をくみとるために、コミュニティ内部の互酬的秩序を探索する動きが見出された。

「結論」では、本稿の分析全体から、現代日本の都市コミュニティにおける市民像を明らかにするとともに、あるべき法制度ないし法制度運用について、政策的提言を行った。

わが国の都市コミュニティにおける市民像としては、「主体的・反省的な市民のイメージ」と、「互酬的な社会関係の中に生活する市民のイメージ」の二つを提示した。前者は法制度について学習し、自らの行動について吟味し、ルールについて議論する主体的・能動的な個人像である。後者は、自治会町内会とつながりを持ちながら、自主的なルールを産出する個人である。ここには、丸山眞男教授が描いた「結社形成的な個人」の萌芽がある。

最後に、以上の市民像を念頭においた法制度の運用改善策及び法改正案を提示した。そのさ、法的規制と自主的規制との役割分担、及び民事的規律と行政的規律との相互補助関係にも留意した。

まず、運用改善策としては、建築協定について、法的知識を供与する弁護士会との連携、訴訟費用捻出のための基金の創設、市町村による訴訟費用援助などを提案した。また、地区計画については、策定規模に関する行政指導の撤廃等を主張した。

次に、法改正論としては、建築協定について、運営委員会の制度化と権限の拡大、規制内容の拡充、行政規制との連動等を提案した。地区計画についても、規制内容の拡充、計画策定過程の保護などを提案した。また、それ以外の法改正案（絶対高さ規制など）についても言及した。

本稿は、建築協定と地区計画という二つの具体的な法制度を素材として、横浜市全域にわたるアンケート調査やヒアリング、国立市における長期的な紛争実態の観察等によって、現代日本の都市コミュニティにおける法使用の実態を一定程度浮き彫りにするとともに、そうした実態の把握に基づいた、法制度の運用改善策と立法政策とを提示したものである。

従来の日本の法社会学研究においても、都市コミュニティにおける裁判外紛争処理に関する研究はいくつか存在した。しかし、集団的な法使用の実態、法使用における地域自治組織の役割、都市における社会規範の具体的な作動などを実証的に解明し、法政策的提言に至った論考はなかったと思われる。この点で、本稿は都市コミュニティという問題領域に対する、法社会学的実証研究に基づいた新たなアプローチを試みたものであると考える。